

塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 萩の里
塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター
TEL 022-290-7185
FAX 022-290-7186

(令和6年4月施行)

当施設は介護保険の介護予防サービス事業者として、
宮城県の指定を受けています。
(宮城県指定 第0400300059号)

当事業所はご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

<目次>

1. 介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの目的	1
2. 事業所の概要	1
3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント申し込みから 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが提供 されるまでの流れ	2
4. 業務の委託	3
5. 利用料金	3
6. 相談窓口・苦情窓口	4
7. 事故発生時の対応及び緊急時の連絡先	4
8. 秘密の保持について	5
9. 担当の介護支援専門員等	6

1. 介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの目的

介護予防支援サービス及び介護予防・生活支援サービスは、要支援の状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画・支援計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された介護予防サービス・支援計画に沿って介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	塩竈市南部・東部地区地域包括支援センター
管理者氏名	小野 憲幸
所在地	塩釜市東玉川町8番8号 あべ歯科ビル
介護保険指定	介護予防支援 平成27年4月1日指定 介護保険事業所番号 宮城県 第0400300059号
電話等	TEL 022-290-7185 FAX 022-290-7186
サービス提供地域	塩釜市 尾島町、舟入、牛生町、芦畔町、新富町、貞山通、中の島、港町、旭町、泉ヶ岡、香津町、佐浦町、桜ヶ丘、白萩町、錦町、野田、花立町、南錦町、南町、東玉川町、海岸通

(2) 運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 萩の里
代表者氏名	理事長 阿部 仁美
所在地	塩釜市月見ヶ丘6番10号
電話番号	(代) 022-355-8888
設立年月日	平成16年8月26日

(3) 市町村（委託元）の概要

市町村名	塩竈市
担当部署	福祉子ども未来部 高齢福祉課
所在地	塩釜市本町1番1号 塩竈市 壺番館庁舎1階
電話等	TEL 022-364-1204 FAX 022-366-7167

(4) 職員体制について

職員体制	管理者 兼 社会福祉士	1名（常勤）
	主任介護支援専門員	1名以上（常勤）
	保健師に準ずる看護師	1名以上（常勤）
	社会福祉士	1名以上（常勤）
	生活支援コーディネーター	1名以上（兼務）
	認知症地域支援推進員	1名以上（兼務）

3. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが提供されるまでの流れ

<p>①介護予防支援の申し込み</p> <p>重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を市へ届けます</p>
<p>②契約の締結</p> <p>契約を締結いたします。</p>
<p>③状態の把握（アセスメント）</p> <p>認定調査結果又は基本チェックリスト、主治医意見書及び基本情報などを基に、担当の介護支援専門員や看護師が利用者や家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。</p>
<p>④介護予防サービス・支援計画原案の作成</p> <p>アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。サービス事業者を選定していただきます。</p>
<p>⑤サービス担当者会議の開催</p> <p>関係する介護予防サービス担当者を集め、サービス計画原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。</p>
<p>⑥介護予防サービス・支援計画書の交付</p> <p>検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承をいただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。</p>
<p>⑦介護予防サービスの提供</p> <p>検討されたサービス計画に位置づけられたサービスが各々のサービス事業者より提供されます。</p>
<p>⑧状況の把握（モニタリング）</p> <p>毎月、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、計画に位置付けた期間が終了するときは計画の目標の達成状況の評価を行う。必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。</p>
<p>⑨給付管理</p> <p>介護保険サービス等の利用実績を確認します。</p>

⑩介護報酬請求

介護報酬の請求業務などを行います。

4. 業務の委託

塩竈市南部・東部地区地域包括支援センターは、介護保険法等法令に基づき、前記3の③～⑨の業務を別紙の指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。（委託先については別紙一覧表にて説明いたします。）

5. 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントには下記の費用がかかりますが、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合には、1ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日塩竈市高齢福祉課窓口提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(1) 介護予防支援

ケアプランの立案作成等	4,420円/月
初回加算	3,000円/月
委託連携加算	3,000円/月 委託する初回に限り
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
介護予防サービス 計画作成依頼届	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
情報提供	利用者負担はありません。

(2) 介護予防ケアマネジメント

類型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントC
	原則的なケアマネジメント	簡略化したケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
サービス種別	指定事業所のサービス 訪問型・通所型サービスC	指定事業者以外の 多様なサービス	補助や助成で行うサービス その他生活支援サービス
ケアプラン の立案作成	4,420円/月	2,210円/月	4,420円/月
初回加算	3,000円/月		

委託連携 加算	3,000円/月 委託する初回に限り
要介護認定等代行申請	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
介護予防サービス 計画の作成依頼届出	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
情報提供	利用者負担はありません。

※国が定める介護報酬の改定があった場合には、改正後の利用料金とします。

6. 相談窓口・苦情窓口

事業所内相談窓口	社会福祉法人 萩の里 担当者 尾形 直也 責任者 小野 憲幸 TEL 022-290-7185 FAX 022-290-7186
第三者委員	八巻 一雄（学識経験者） 棕澤 徹（当法人評議員） 第三者委員への連絡を希望される場合は、事業所内相談窓口にご連絡いただければ、直接の連絡先をご案内いたします。
事業所外相談窓口	宮城県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口） TEL 022-222-7700 FAX 022-222-7260
	塩竈市役所 福祉子ども未来部 高齢福祉課 TEL 022-364-1204 FAX 022-361-3565

7. 事故発生時の対応及び緊急時の連絡先

塩竈市南部・東部地区地域包括支援センターは、利用者に対する介護予防支援サービス及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、主治医、救急機関、該当する市町村の関係課にも連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	電話番号	

	備考	
--	----	--

緊急連絡先 (家族等)	氏名	
	電話番号	
	携帯電話	

8. 秘密保持について

- (1) 事業者及び事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
- (2) 事業者は従業者が退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (3) 事業者は、事業者が実施するサービス担当者会議及び各サービス提供事業者等に対し、利用者に関する個人情報を用いることについて、あらかじめ利用者及びその家族に文書で同意を得るものとします。

9. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。虐待防止委員会の開催、高齢者虐待防止のための指針の整備、虐待防止研修の実施、専任担当者の配置を行います。

10. 非常災害発生時の対応について

利用者の居住区域、並びに当事業所設置区域内において、何らかの災害が発生した場合、急遽訪問等を取りやめる場合がございます。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきますのでご了承下さい。

11. 感染症の発生及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるように、感染対策委員会の開催、感染症及びまん延防止のための指針の整備及び研修、専任担当者の配置を行います。

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13. 担当の介護支援専門員等

あなたを担当する介護支援専門員等は、次のとおりです。

サービス担当者	
---------	--

当事業所の都合により、やむを得ない事由で変更する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

当事業者は、介護予防支援契約書及び本重要事項説明書に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

なお、説明内容を証するため、本書2通を作成し、1通を交付しました。

令和 年 月 日

事業所	住所	塩釜市東玉川町8番8号あべ歯科ビル
	事業所名	塩釜市南部・東部地区地域包括支援センター
	管理者名	小野 憲 幸 ㊟
説明者	職名	
	氏名	㊟

私は、介護予防支援契約書及び本重要事項説明書に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントのサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意し本書1通の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 (契約者)	住所	_____
	氏名	_____ ㊟

代理人	住所	_____
	氏名	_____ ㊟
	続柄	_____